

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区名寄調書その他作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区名寄調書その他作成業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区において事業計画書（案）を作成するため、受益面積を精査するとともに三条資格者を特定するものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、宮城県登米市及び涌谷町地内で別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画

技術士	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博 士	農学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(参考図書)

第 2－1 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月

(貸与資料)

第 2－2 条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和 5 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務 報告書	1 部
2	登記情報電子データ (csv ファイル、XML ファイル)	1 式
3	農地台帳 (Excel ファイル)	1 式
4	土地改良区賦課台帳 (Excel ファイル)	1 式
5	土地改良区転用決済調書 (Excel ファイル)	1 式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－3 条 第 2－1 条、第 2－2 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第2-4条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

受益予定面積：約4,971ha 概算筆数：約26,000筆 三条資格者数：約3,300名

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山揚水機場他基本設計業務	令和6年6月 ～令和7年3月
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	令和6年4月 ～令和6年12月
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務	令和6年6月 ～令和7年2月
4	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区経済効果算定その他業務	令和6年7月 ～令和7年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 受益地の精査	1 式	
3. 名寄調書の作成	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- 2) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 4) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システムについて)

第4-1条 情報共有システムの業務については、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照) によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(受益地の精査段階)

第3回 中間打合せ(相続関係説明図の作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目		作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業			
	1-1. 資料の検討	第 2－2 条の貸与資料から、作業に必要な内容を把握し、基礎資料として整理する。	○
2. 受益地の精査			
	2-1. 一筆調書データベースの更新	過年度業務成果と第 2－2 条の貸与資料から、以下のとおり一筆調書データベースを令和 6 年 4 月 1 日時点に更新する。 ①受益面積については、第 2－2 条の貸与資料 5 を用いて転用実績を過年度業務成果から差し引く。 ②三条資格者に係る情報については、第 2－2 条の貸与資料 2～4 の内容に置き換える。	○
	2-2. GISデータの更新	過年度作成したGISデータに対し、2-1. で行った作業内容について更新する。 なお、GISデータはArcGIS10. 8. 1で操作可能なものとする。	○
3. 名寄調書の作成			
	3-1. 三条資格者リストの整理	2-1. で更新した一筆調書データベースから、三条資格者の存命確認を各市町村に依頼するための整理リストを作成する。 なお、各市町村への存命確認依頼は発注者で対応予定である。	○
	3-2. 相続関係説明図の作成	存命確認の結果、三条資格者の死亡が確認された場合は、三条資格者を交替させるため以下の作業を行う。 (三条資格者全体の 1 割程度を想定) ①死亡者について、各市町村に戸籍簿等を申請するための申請書の作成 ②交付された戸籍簿等を用いて、相続関係説明図を作成 ③相続関係説明図が完成した死亡者について、法定相続人による共有地として発注者の指示のもと一筆調書データベースの情報を修正 なお、各市町村への戸籍簿等の申請及び受取は発注者で対応予定である。	○
	3-3. 名寄調書の作成	2-1. で更新した一筆調書データベースをもとに3-2. の結果を反映した上で、三条資格者に係る名寄調書を発注者の指示する様式に沿って作成する。	○
4. 点検とりまとめ		成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別 添

